

研修経費を助成!

中小企業人材スキルアップ支援事業

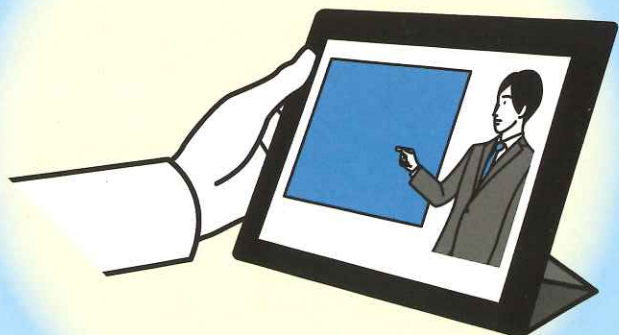
東京都では、中小企業等の従業員のスキルアップに係る研修費用の一部を助成しています。



社内型
(自社内での研修)



民間派遣型
(民間教育機関が実施する研修)



オンライン
(民間教育機関がeラーニング等で実施する研修)

社内型スキルアップ助成金

自社内で実施する短時間のOFF-JTによる職業訓練に対する助成

助成対象となる訓練 次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 1 中小企業が従業員に対して行う訓練、又は団体がその構成員（中小企業）の従業員に対して行う訓練であること
- 2 受講者の職務に必要な専門的な技能・知識の習得・向上又は専門的な資格の取得を目的とすること
◇管理職は一つの職務とみなし、管理職研修及び管理職候補者向けのリーダーシップや組織マネジメント等に関する研修は対象とします。
- 3 専門的な技能・知識を有する指導員、講師により行われること
- 4 集合して行われ、通常の業務と区別できるOFF-JTの訓練であること
◇自社内で、同時かつ双方向で行うオンライン会議システムを利用した訓練も対象とします。
- 5 中小企業等が自ら企画し実施する訓練であること

訓練時間 3時間以上12時間未満

◇民間派遣型スキルアップ助成金と合計して、1人あたり1年度内100時間を上限とします。

訓練場所 東京都内

修了者数 2人以上

助成額 助成対象受講者1人あたり730円

（団体は 経費^{※3}-収入^{※4}の額を上限

※3 経費…訓練に要する講師謝金、会場借上費、教科書代等

※4 収入…受講料、教科書・教材費

◇民間派遣型スキルアップ助成金と合計して1年度内100万円を上限とします。

活用事例 営業提案力向上研修

対象者:営業担当 受講者数:6名 訓練時間:7時間(1日) 講師:社内講師

助成額 6名×7時間×730円=30,660円

さらに毎月研修を計画し、10回実施した場合→6名×7時間×10回×730円=306,600円

活用事例 品質管理・検査手法研修〔同時かつ双方向で行うオンライン訓練〕

対象者:品質管理の担当者 受講者数:4名 訓練時間:10P時間(2日) 講師:社外講師が申請企業で講義

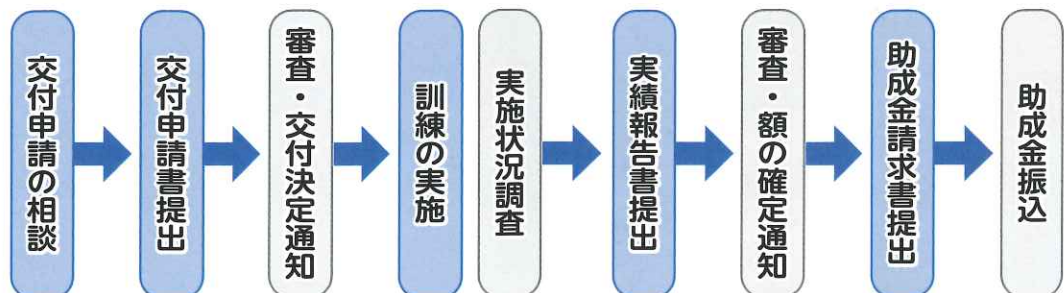
助成額 4名×10時間×730円=29,200円

助成対象となる受講者 ・中小企業の従業員 ・団体の場合は、団体の構成員である中小企業の従業員(団体の職員は助成対象外)
・常時勤務する事業所の所在地が都内である者 ・訓練時間の8割以上を出席した者

【申請及び助成対象の要件の詳細は、必ず「TOKYOは

手続きの流れ

青色の部分が申請者に行っていただく手続きです。



問い合わせ先・申請書提出先

企業等の所在地を管轄する職業能力開発センターにお問い合わせください。

●中央・城北職業能力開発センター 管轄 千代田区、新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区

〒112-0004 文京区後楽1-9-5 TEL 03(5800)2611

●城南職業能力開発センター 管轄 港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、島しょ町村

〒140-0002 品川区東品川3-31-16 TEL 03(3472)3411

中小企業人材スキルアップ支援事業

東京都では、中小企業等が従業員に対して実施する職業訓練の取組を支援し、企業における、従業員の職業能力の開発及び向上を促進することを目的として、スキルアップに係る経費の一部を助成します。



訓練の内容や実施方法に応じた3つの助成金

助成金名称	社内型 スキルアップ助成金	民間派遣型 スキルアップ助成金	オンライン スキルアップ助成金
職業訓練の実施方法	集合型の職業訓練		オンラインを活用した職業訓練
助成内容	中小企業及び団体が従業員に対して、 自社内で実施する短時間のOFF-JTによる職業訓練の経費 を助成	中小企業が、 民間の教育機関等 が提供する短時間の集合型の訓練に従業員を派遣して行う職業訓練の経費を助成	中小企業及び団体が従業員に対して、 民間の教育機関等 が提供するeラーニング等により実施する職業訓練の経費を助成
助成額	助成対象受講者1人1時間あたり 730円	受講料等の2分の1 (助成対象受講者1人あたり2万円まで) <small>(受講料等については、助成対象経費をご覧ください)</small>	小規模企業者 受講料等の3分の2 (1企業あたり27万円まで) それ以外の中小企業等 受講料等の2分の1 (1企業あたり20万円まで) <small>(受講料等については、助成対象経費をご覧ください)</small>
	社内型と民間派遣型を合計して、1企業あたり100万円まで		

- ◇教育機関等とは、職業に関する知識・技能の習得と向上を目的とした教育訓練を行う団体及び組織を指し、企業等や学校教育法の大学、専修学校、及び各種学校等のことをいいます。
- ◇eラーニング等とは、パソコンやモバイル端末等の電子機器と情報通信技術を使用して実施される訓練をいいます。
(同時双方向で実施されるオンライン訓練も含まれます。)

申請できる方

申請できる方

- ①都内に本社又は主たる事業所がある中小企業（※1）・中小企業の団体（※2）で、以下の要件を満たす方
- ②訓練に要する経費を受講者に負担させていないこと
- ③助成を受けようとする訓練について国又は地方公共団体から助成を受けていないこと 等

※1 中小企業基本法第2条第1項の規定によります

※2 中小企業団体の組織による法律第3条第1項に規定される団体、一般社団法人・一般財団法人等の営利を目的としない法人で、構成員の2/3以上が中小企業であるものをいいます。

申請される場合は必ず「TOKYOはたらくネット」掲載の募集要項をお読みください。

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」

社内型・民間派遣型スキルアップ助成金

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/ikusei/kunren-josei/>

オンラインスキルアップ助成金

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/ikusei/skill-up/>



社内型・民間派遣型



オンラインスキルアップ

トップページ → 企業の人材確保・育成 → 人材育成の支援 → 社内型・民間派遣型スキルアップ助成金

オンラインスキルアップ助成金

〔ご注意ください〕助成金によって、問い合わせ先及び申請書提出先が異なります。

◇本事業は、令和4年度予算が令和4年3月31日までに都議会において可決された場合において、令和4年4月1日から実施されます。